

発議案第5号

免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、免税軽油制度の継続を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和4年12月14日

提出者	上越市議会議員	池田尚江
賛成者	同	高橋浩輔
同	同	宮崎朋子
同	同	宮越馨
同	同	山田忠晴
同	同	橋本洋一
同	同	小林和孝
同	同	上野公悦

## 免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、令和6年3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油について軽油引取税（1リットルあたり32円10銭）を免除する制度で、農業用機械や船舶・倉庫や港湾などで使うフォークリフトなど道路を使用しない機械燃料用の軽油は、免税が認められてきたものであります。

スキー産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車・降雪機等に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなればスキー・スノーボード等の冬季観光産業が大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、市町村経済にも計り知れない影響を与えることとなります。

よって、国においては観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響にかんがみ、免税軽油制度を継続するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月14日

上 越 市 議 会